

令和3年3月22日

関係各位

古賀市長 田辺 一城

緊急事態宣言の解除に伴う3月22日以降の市民団体等の活動等について

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきましてご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和3年2月28日の国の緊急事態宣言の対象区域の解除後も、古賀市では、独自の段階的な感染再拡大防止の取り組みとして、市民団体の皆様方に対し活動時間等を21時迄とすることについてお願いしていたところです。

この度、3月21日をもって福岡県からの感染の再拡大の取り組みである、外出自粛等の要請が解除されたことから、古賀市においても、上記の感染再拡大防止の取り組みについては、3月21日をもって終了いたします。

ただし、福岡県・古賀市の感染再拡大防止の取り組み期間は終了いたしました。福岡県からは引き続き新しい生活様式の実践等、感染拡大防止のための取組継続が求められています。

そうした状況から、3月22日以降の市民団体等の活動等については、下記に示す感染予防について、状況に応じた必要な措置を講じたうえでの取り組みをお願いいたします。

なお、今後の情勢により対応が変更になる場合がありますことをご承知おきください。

記

1 市民団体（※）の活動について

(1) 行事等の開催について

行事及び会合の開催にあたっては、適切な感染防止対策をお願いします。

①感染防止対策の例

ア) 参加者及び運営者の手洗いや手指消毒の徹底

イ) 参加者及び運営者のマスク着用の徹底

ウ) 参加者の制限等

- ・参加者の整理 [入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ・発熱等の症状のある方の入場制限
- ・必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

エ) 施設内における対策等

- ・参加者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）を確保する
- ・人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- ・適切な換気が行われること
- ・休憩室等における3密の回避

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

2 地域の公民館・集会所の使用について

上記に準じ、適切な感染防止対策を講じての使用をお願いします。

以上に加え、県からの要請を踏まえ、飲食店の利用に際しては4人以内の少人数で2時間以内とすること、季節の行事である歓送迎会、花見に伴う宴会は控えることをはじめ、「三つの密（密閉・密集・密接）を避ける」や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践について、徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（行政区長・行政隣組長・自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話：092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話：092-944-1931

（感染症対策全般に関して）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151